

人事行政の運営等の状況

安中市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、次のとおり、平成25年度の内容についてお知らせします。

1 職員の任免及び職員数

(1) 職員の任免の状況

ア 採用試験の実施状況について(平成25年度実施、平成26年4月1日採用)

試験区分(事務職)	申込者数	合格者数
中級試験(短大卒業以上)	161	19
初級試験(高校卒業)	8	2

イ 採用者数について(平成25年度)

職種	事務職	教育職	医療職	計
人数	20	1	5	26

※医療職・教育職については、採用試験以外の採用者を含みます。

ウ 退職者数について(平成25年度)

定年退職	勸奨退職	普通退職	死亡退職	分限免職	懲戒免職	計
18	2	7	1	0	0	28

(2) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成24年			
普通 会 計 部 門	一般 行政 部 門	議会	6	6	0	
		総務	99	99	0	
		税務	36	36	0	
		民生	60	60	0	
		衛生	47	48	▲1	事務事業の統廃合縮小
		労働	1	1	0	
		農林水産	33	32	1	業務増
		商工	8	8	0	
		土木	41	40	1	業務増
		計	331	330	1	<参考>人口1万人当たり職員数 53.34人
	教育部門	99	101	▲2	退職者不補充	
小計	430	431	▲1	<参考>人口1万人当たり職員数 69.29人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 72.62人)		

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成25年	平成24年		
公会 営計 企部 業門 等	病院	158	163	▲5	看護師、准看護師の減・退職者不補充
	水道	37	37	0	
	下水道	10	10	0	
	その他	35	35	0	
	小計	240	245	▲5	
合計		670	676	▲6	<参考>人口1万人当たり職員数 127.79人
		[793]	[793]	[0]	

(注)

- 職員数は一般職に属する職員数です(教育長を含みます)。
- []内は、条例定数の合計です。

イ 年齢別職員構成の状況(平成25年4月1日現在)

区分	20歳 未満	20歳 ～23 歳	24歳 ～27 歳	28歳 ～31 歳	32歳 ～35 歳	36歳 ～39 歳	40歳 ～43 歳	44歳 ～47 歳	48歳 ～51 歳	52歳 ～55 歳	56歳 ～59 歳	60歳 以上	計
職員数	4人	26人	48人	55人	72人	86人	90人	61人	59人	69人	90人	10人	670人

ウ 職員数の推移

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	20年	21年	22年	23年	24年	25年	
一般行政	338	330	330	328	330	331	▲7(▲2.1%)
教育	110	103	106	103	101	99	▲11(▲10.0%)
普通会計 計	448	433	436	431	431	430	▲18(▲4.0%)
公営企業等会計 計	280	266	254	253	245	240	▲40(▲14.3%)
総合計	728	699	690	684	676	670	▲58(▲8.0%)

(注)

各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

2 職員の給与

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	61,473 人	24,978,851 千円	612,744 千円	3,891,046 千円	15.6%	17.5%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	429人	1,613,091 千円	249,776 千円	574,495 千円	2,437,362 千円	5,681 千円

(注)

- 1 職員手当には退職手当を含みません。
- 2 職員数は平成25年4月1日現在の人数です。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成25年4月1日現在)

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
安中市	42.1歳	320,261円	371,060円
群馬県	43.5歳	344,073円	413,916円
国	43.1歳	307,220 (332,446)円	—

イ 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
安中市	50.7歳	302,473円	331,102円
うち清掃職員	47.3歳	332,100円	388,966円
うち学校給食	53.3歳	291,405円	301,125円
うち用務員	52.7歳	302,500円	317,370円

(注)

- 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。
- 3 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(4) 職員の初任給の状況 (平成25年4月1日現在)

区分		安中市	群馬県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	177,300円	163,987 (172,200)円
	高校卒	140,100円	143,400円	133,418 (140,100)円
技能労務職	高校卒	140,100円	139,000円	—

(注)

国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成25年4月1日現在)

区分		経験年数7年以上 ～10年未満	経験年数10年以上 ～15年未満	経験年数15年以上 ～20年未満
一般行政職	大学卒	240,500円	282,500円	327,000円
	高校卒	222,000円	—	294,700円
技能労務職	高校卒	—	243,000円	245,600円

(6) 一般行政職の級別職員数等の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	部長	10人	2.8%
6級	参事	10人	2.8%
5級	課長 主幹	48人	13.4%
4級	課長補佐 係長 主査	97人	27.2%
3級	主査 主任	119人	33.3%
2級	主事 技師	57人	16.0%
1級	主事補 技師補	16人	4.5%

(7) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月分	0.675月分
12月期	1.375月分	0.675月分
計	2.60月分	1.35月分

職制上の段階、職務の級等により、役職加算が5～15%あります。

イ 退職手当 (平成25年4月1日現在)

区分	自己都合退職	勸奨・定年退職
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分

最高限度額	59. 28月分	59. 28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) 退職時特別昇給 無し		

ウ 特殊勤務手当 (平成25年4月1日現在)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
税務手当	市税賦課・徴収内勤者	課税・徴収業務	月額 2,000 円
	市税徴収係員(滞納整理)	滞納整理業務	月額 3,000 円
行旅病人保護業務手当	行旅病人保護に従事	行旅病人保護・救護	日額 800 円
行旅死亡人取扱業務手当	行旅死亡人の収容作業	行旅死亡人収容業務	日額 3,000 円
社会福祉業務手当	社会福祉に従事する職員 (査察指導員・現業職員)	生活保護、知的障害者、身体障害者、心身障害者又は精神障害者に係る指導等	月額 2,500 円
感染症患者収容・患家消毒作業手当	感染症患者収容及び患家消毒作業に従事	感染症患者収容及び患家消毒業務	日額 1,000 円
公害調査、公害防止指導手当	公害調査、公害防止の指導(2時間以上)	公害調査及び公害防止業務	日額 500 円
火葬業務手当	火葬業務(苑長)	事務及び火葬業務補助	月額 10,000 円
	火葬業務(技術作業員)	火葬業務	月額 50,000 円
給食調理業務手当	給食調理業務等に従事	学校・保育園	月額 1,000 円
		病院	月額 3,000 円
夜間看護手当	夜間の看護業務に従事	深夜全部(7時間以上)	1夜 6,800 円
		深夜(4時間以上7時間未満)	1夜 3,300 円
		深夜(2時間以上4時間未満)	1夜 2,900 円
		深夜(2時間未満)	1夜 2,000 円
拘束手当	医師の職、医療職給料表(2)(3)の適用を受ける職員	医師の職	平日の1夜 2,500 円 土・日・休日 10,000 円
		医療職給料表(2)(3)の適用を受ける職員	平日の1夜 2,500 円 土・日・休日 5,000 円
診療・調査研究手当	医師(診療の実績に応じて支給)	診療技術研究に従事	月額 80,000 円以内で規則に定める額
	医師(経験年数に応じて支給)	医療の調査研究に従事	月額 220,000 円以内で規則に定める額
緊急診療業務手当	医師	勤務時間外に、緊急診療業務・透析業務に従事	1回 45,000 円以内で規則に定める額

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
夜間診療取扱手当	宿直勤務において特別な事情により診療業務に従事	医師の職	1時間 2,500円
		医療職給料表(2)(3)の適用を受ける職員	1時間 500円
緊急呼出出勤手当	上下水道部、病院、クリーンセンターに勤務	緊急時に呼出を受け出勤した場合	1回 500円
年末年始特別勤務手当	病院、恵みの湯、すみれヶ丘聖苑に勤務	12月29日から1月3日までが勤務日	1回 2,000円
クリーンセンター業務手当	クリーンセンター現場作業員	現場作業に従事した日数	1日 800円
上下水道料金未収整理手当	上下水道部職員	料金の徴収、滞納整理業務	月額 3,000円
浄水手当	浄水場勤務職員及び簡易水道管理職員	水質検査、電気設備の操作、塩素類の取扱及び水道水源の巡視	係長以上 月額 1,000円
			その他 月額 3,000円
下水手当	下水道課職員	マンホール内での維持管理業務	1日 500円

エ 時間外勤務手当（水道・病院・介護サービス事業を除く）

支給実績(25年度決算)	72,554千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	153千円

オ その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 1 配偶者 月額13,000円 2 配偶者以外 1人につき 6,500円 配偶者無し 1人目のみ11,000円 3 特定年齢にある子 5,000円加算
住居手当	借家・借間 家賃に応じ支給 月額27,000円限度
通勤手当	交通機関利用 月額55,000円限度 交通用具使用(2km以上) 距離に応じ支給 4,100円～24,500円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し、役職に応じて支給 1 行政職(1)42,900～74,300円 2 医療職(1)62,500～146,400円 3 医療職(2)41,200～57,600円 4 医療職(3)26,100～59,200円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間

1週間の勤務時間	始業時間	終業時間	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時～午後1時

(2) 休暇の種類

ア 年次有給休暇

年次有給休暇は、年間20日間付与しています。取得残日数が生じた場合、20日までを繰り越すことができますが、1年間の有給休暇の総日数が40日を超えることはできません。

イ 病気休暇

病気休暇は、職員が負傷又は疾病のために療養する必要がある、その勤務をしないことがやむを得ないと認められる場合における休暇です。その期間は、規則で定める期間内において必要と認められる期間です。

ウ 特別休暇

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇です。

エ 介護休暇

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇です。

4 職員の休業に関する状況

育児休業及び部分休業

育児休業は、職員が子を養育するため、その子が3歳に達する日まで、育児休業を取得できる制度です。休業期間中の給与は支給されませんが、職員の身分は保障されます。

部分休業は、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要な時間について、30分を単位として休業を認める制度です。休業を取得した時間は給与が減額されます。

育児休業及び部分休業の取得状況(平成25年度)

	男性	女性
育児休業	—	21人
部分休業	—	4人

5 職員の分限及び懲戒処分

(1) 分限処分

職員の勤務実績が良くない場合、心身の故障のためにその職務の遂行に支障があり又これに堪えない場合、その職に必要な適格性を欠く場合に行われる処分です。分限の種類は、免職・休職・降任・降給があります。

(2) 懲戒処分

職員が職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行を行った場合にされる処分です。懲戒の種類は、免職・停職・減給・戒告があります。

6 職員の服務

(1) 営利企業等の従事状況

職員が営利企業等に従事することは制限されておりますが、公務に影響を及ぼさないと判断できるものについては、任命権者の許可を得て従事させています。消防団員等の活動が該当します。

(2) 職務に専念する義務の特例に関する条例による免除の状況

研修の受講、健康診断受診の際、職務に専念する義務を免除しています。

7 職員の研修及び勤務成績の評定

(1) 研修の実施状況

ア 一般研修

主な研修名	対象者	修了者数	日数
新規採用職員研修 (前期／後期)〈2市合同〉	平成25年度新規採用職員	23人／20人	3日／2日
初級職員研修	採用3年目職員	17人	2日
中級職員研修〈3市合同〉	採用5年以上経過職員	6人	2日
プレゼンテーション研修 〈3市合同〉	主査・主任	8人	2日
監督者研修 I 〈2市合同〉	新任係長・係長	14人	2日
管理者職員研修 〈3市合同〉	課長	6人	2日

(注)

2市・・・安中市・富岡市

3市・・・安中市・富岡市・藤岡市

イ 特別研修

(ア) 専門研修

主な研修名	対象者	修了者数	日数
メンタルヘルスセミナー 〈3市合同〉	全職員	40人	0.5日×2回
市民対応能力向上研修 〈3市合同〉	主査・主任	7人	2日
法制執務研修	全職員	40人	2日
政策法務研修	主査	20人	2日
接遇マナー向上研修	全職員	30人	1日
ゲートキーパー養成講座	全職員	39人	0.5日

(注)

3市……安中市・富岡市・藤岡市

(イ) 派遣研修

主な研修名	修了者数	日数
市町村アカデミー4課程	4人	5～11日
群馬県市長会職員研修	5人	4日
民間企業派遣研修	4人	5日
(財)公務人材開発協会	1人	3日
群馬県自治研修センター研修13課程	のべ46人	1日～2日
群馬県市町村トップセミナー	2人	1.5H

(ウ) 自主研修

主な研修名	修了者数	日数
通信教育研修	—	—

(2) 勤務成績の評定の状況

勤務成績の評定については、平成25年度は課長職、係長職の相互評価を試行として実施いたしました。

8 職員の福祉及び利益の保護

(1) 職員の健康の保持増進対策

毎年、定期健康診断を実施し、職員の健康の保持増進に努めています。

(2) 安全衛生に関する事項

安中市職員安全衛生管理規定を定め、職員の安全及び健康を確保するよう努めています。

(3) 公務災害補償の制度

職員が公務上の災害又は通勤の災害を受けた場合には、地方公務員災害補償法の適用を受けます。

(4) 職員厚生会に対する助成の状況

地方公務員法の規定に基づき、職員の福利厚生増進に資するため、安中市職員厚生会を設置しています。

項目	金額等	備考
① 職員厚生会に対する助成金額	4,476千円	
② 会員による掛金の額	12,452千円	平成25年4月～平成26年3月
③ 公費負担率 ①／(①+②)	26.4%	
③ 会員一人あたりの補助金額 ① / 会員数(671名)	6,671円	平成25年4月1日現在

9 公平委員会の業務

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成25年度において、措置要求はありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成25年度において、不服申立てはありませんでした。